

# 公聴会の意見概要

資料1-5

日時: 令和3年2月24日(水)

場所: 環境省第1会議室

案件: 狩猟鳥獣の指定の変更等に関する公聴会調書

## ○公述人の意見

公述人	賛否の別	賛否に係る理由
全国農業協同組合中央会 代表理事会長	条件付き 賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県対馬市に自然分布するシベリアイタチの個体群が絶滅危惧として判定された事実を鑑みれば、狩猟鳥獣指定の変更について容認せざるを得ない。</li> <li>・ただし、鳥獣被害拡大の問題は全国的に深刻化する一方であり、その歯止めが地方にとって最重要課題の一つとなっていることを十分にふまえ、狩猟鳥獣の対象種の指定等の運用を行って頂きたい。</li> </ul>
(一社)大日本 猟友会 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟鳥獣の指定の変更については、現在も生息地である長崎県対馬における捕獲は禁止されているから適当。</li> <li>・また、種名の変更は標準和名の変更によるもので、問題ない。</li> <li>・捕獲禁止の解除についても、他法令との整合性を図るもので、問題ない。</li> </ul>
(一社)全日本 狩猟倶楽部 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少鳥獣の保護について異論はないので、環境省レッドリストカテゴリーの見直しによる、シベリアイタチの希少鳥獣の指定及びそれに伴う狩猟鳥獣の見直しについて、異議はない。</li> <li>・同様の理由から、和名の変更並びに長崎県対馬市区域での整合性を得るための捕獲等禁止解除及び対馬以外の地域においては引き続き狩猟鳥獣として扱う施策についても妥当と考えられるもので、異議はない。</li> </ul>